

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 生活困窮学生向け 緊急支援給付金 募集要項 (第1次募集)

新型コロナウイルス感染症拡大により、あらゆる活動が制限されている中で、学生のみなさんのアルバイト収入なども当面見込めない状況にあると思われます。そこで、大阪市立大学では、家賃の支払いや食費、生活必需品購入などに困っている学生の生活費に充てるための緊急支援給付金を支給することになりました。

下記の内容をよく読んで、申請手続きを行ってください。

1. 対象学生

大阪市立大学の全学部生、全大学院生（ただし研修生、科目等履修生及び2020年度休学をしている者を除く）のうち、下記申請条件を満たしている生活に困窮している学生。（2,000人を上限とする。）

2. 申請の条件

□次の3つの項目のうち、2項目以上が該当すること

- ① 下宿をしていること(2020年5月1日現在、大学に届け出ている学生本人の住所と保護者等の住所が異なること)
- ② アルバイト収入が減落していること
(生活費などにあてるために4月よりアルバイトを予定していたものの、新型コロナウイルスの影響でそれができなくなってしまった等の場合も含まれます。)
- ③ 経済支援制度に採択が決定している、または申請中、または近日中に申請を予定していること
(直接応募の奨学金等は除く)

□WEB申請フォームで、現在困窮している状況がわかるように記述してください。(400字以内)

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大により生活困窮状態になったと認定される学生を対象とするため原則として、以下の学生は対象としません。

- ・8万円/月以上の給付型奨学金を受給している学生
- ・国費留学生
- ・日本学術振興会特別研究員
- ・その他、生活困窮状態とは認定できない学生

3. 支給の決定

緊急支援給付金の支給については申請内容に基づき審査し、学長が決定します。

4. 支給金額・支給時期

5万円を上限とし、申請者数により配分。準備が整い次第支給を行います。

5. 申請手続き

UNPAにログインし、
「緊急支援給付金 WEB 申請フォーム」に入力・提出をしてください。

6. 申請締め切り

2020年5月22日(金) 17:00
(ただし、上記日時までに支給予定数に達した場合は、上記日時より前に締め切る場合があります。)

7. 振込み

各学生本人名義の銀行口座へ振り込みをします。
WEB 申請フォームに入力してください。

8. 緊急支援給付金の返還

次のいずれかに該当すると認められる場合は、緊急支援給付金を全額返還すること。
・大学の求めに応じ、証明書類等(コピー)の提出を行わないとき
・虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
・その他、緊急支援の必要性が認められなかったとき

9. 第2次募集について

1次募集の状況により2次募集の実施を検討しますが、現在詳細は未定です。

お問い合わせ

大阪市立大学 学生課 (緊急支援給付金係)

✉ genmen@ado.osaka-cu.ac.jp

お問い合わせは電話ではなくメールをお願いします。
メールのタイトルは、【緊急支援給付金について】としてください。
この度発令されました緊急事態宣言を受け、当分の間、職員も通常の半数以下で対応しております。状況ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。